

# 法人課税の諸類型と 国際的インテグレーション

鶴田 廣 巳

## I 法人課税の国際的組み合わせとインテグレーション

本稿では、クロスボーダーの法人所得に対する国際課税のあり方をさぐるために、国際的インテグレーションについてより具体的に分析する。

すでに述べたように、クロスボーダーの法人投資には主として個人ポートフォリオ投資、法人ポートフォリオ投資、支店を通じた法人直接投資、子会社を通じた法人直接投資の4つがある。他方、法人所得に対する課税方式には少なくとも、クラシカル・システム、配当軽減税率制度、支払配当損金算入方式 (dividend-paid deduction method)、インピュテーション制度、完全統合方式の5つがあげられる。これらの方式にはまたさまざまなバリエーションがありうるが、McLureも指摘するように、バリエーションは無視して上の5つの基本方式だけについて検討するとしても、資本輸出国、資本輸入国が各課税方式を採用する場合の組み合わせの数は25、それを4つの投資形態について検討すれば、ケースは100通りにも及ぶことになる<sup>1)</sup>。

Sato=Birdの先駆的な研究は、現在でもそうした包括的分析を行ったほとんど唯一ともいえる成果である。そこでは、セパレート・エンティティ

---

\* 本稿は、平成14年度関西大学在外研究員としての研究成果の一部である。

1) McLure, Jr., C. E. (1979), *Must Corporate Income Be Taxed Twice?*, p.186.

(separate entity, 非統合型のクラシカル・システムをさす), 配当軽減税率制度, 配当税額控除制度 (dividend credit, インピュテーション制度をさす), 完全統合の4つの課税方式の16通りの組み合わせを子会社による直接投資, 支店による直接投資, 法人ポートフォリオ投資, 個人ポートフォリオ投資の4つの投資形態に適用した場合の64ケースについて, 資本輸

表1 資本輸出中立性の確保に必要な資本輸出国の租税調整  
(子会社形態での法人直接投資の場合)

資本輸出国	資本輸入国			
	非統合	配当軽減税率	インピュテーション	完全統合
非統合(クラシカル)	ケース1	ケース2	ケース1	ケース1
配当軽減税率	ケース1	ケース2	ケース1	ケース1
インピュテーション	ケース3	ケース5	ケース3	ケース3
完全統合	ケース4	ケース6	ケース4	ケース4

(注) 1. 法人税は転嫁しないと仮定。

2. 各ケースの説明。

ケース1 = 発生ベース課税。外国法人税 (源泉徴収税を含む) に対して完全な外国税額控除 (必要な場合, 税額の還付) を行う。

ケース2 = ケース1と同様。ただし, 実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。

ケース3 = ケース1と同様。その後の配当に対して追加課税を行わない。株主は国内で完全な配当税額控除を認められる。

ケース4 = ケース3と同様。配当なしし利潤割り当ての際に追加課税を行わない。株主は完全な統合の便益を保証される。

ケース5 = ケース3と同様。ただし, 実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。

ケース6 = ケース4と同様。ただし, 実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。

(出所) Sato, M. and R. M. Bird (1975), "International Aspects of the Taxation of Corporations and Shareholders," *IMF Staff Papers*, p.413.

表2 資本輸出中立性の確保に必要な資本輸出国の租税調整  
(支店形態での法人直接投資の場合)

資本輸出国	資本輸入国			
	非統合	配当軽減税率	インピュテーション	完全統合
非統合(クラシカル)	ケース1	ケース1	ケース1	ケース1
配当軽減税率	ケース1	ケース2	ケース1	ケース1
インピュテーション	ケース2	ケース2	ケース2	ケース2
完全統合	ケース3	ケース3	ケース3	ケース3

- (注) 1. 法人税は転嫁しないと仮定。  
 2. 各ケースの説明。  
 ケース 1 = 発生ベース課税。外国法人税に対して完全な外国税額控除 (必要な場合、税額の還付) を行う。  
 ケース 2 = ケース 1 と同様。その後の配当の際に追加課税を行わない。株主は国内で完全な配当税額控除を認められる。  
 ケース 3 = ケース 1 と同様。配当ないし利潤割り当ての際に追加課税を行わない。株主は完全な統合の便益を保証される。

(出所) *Ibid.*, p.454.

**表 3 資本輸出中立性の確保に必要な資本輸出国の租税調整**  
 (法人ポートフォリオ投資の場合)

資本輸出国	資本輸入国			
	非統合	配当軽減税率	インビュテーション	完全統合
非統合 (クラシカル)	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 3
配当軽減税率	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 3
インビュテーション	ケース 4	ケース 6	ケース 8	ケース 8
完全統合	ケース 5	ケース 7	ケース 9	ケース 9

- (注) 1. 法人税は転嫁しないと仮定。  
 2. 各ケースの説明。  
 ケース 1 = 発生ベース課税。外国法人税 (源泉徴収税を含む) に対して完全な外国税額控除 (必要な場合、税額の還付) を行う。  
 ケース 2 = ケース 1 と同様。ただし、実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。  
 ケース 3 = ケース 1 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、これを相殺するため特別の税を課税しなければならない。  
 ケース 4 = ケース 1 と同様。その後の配当に対して追加課税を行わない。株主は国内で完全な配当税額控除を認められる。  
 ケース 5 = ケース 1 と同様。配当ないし利潤割り当ての際に追加課税を行わない。株主は完全な統合の便益を保証される。  
 ケース 6 = ケース 4 と同様。ただし、実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。  
 ケース 7 = ケース 5 と同様。ただし、実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。  
 ケース 8 = ケース 4 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、これを相殺するため特別の税を課税しなければならない。  
 ケース 9 = ケース 5 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、これを相殺するため特別の税を課税しなければならない。

(出所) *Ibid.*

表 4 資本輸出中立性の確保に必要な資本輸出国の租税調整  
(個人ポートフォリオ投資の場合)

資本輸出国	資本輸入国			
	非統合	配当軽減税率	インピュテーション	完全統合
非統合 (クラシカル)	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 3
配当軽減税率	ケース 4	ケース 5	ケース 6	ケース 6
インピュテーション	ケース 7	ケース 8	ケース 9	ケース 9
完全統合	ケース 10	ケース 11	ケース 12	ケース 12

(注) 1. 法人税は転嫁しないと仮定。

2. 各ケースの説明。

ケース 1 = 法人利潤の持分に対して発生ベースにより法人所得税を課税し、外国法人税に対して完全な外国税額控除を行う。外国源泉徴収税をグロス・アップした配当に個人所得税を課し、外国源泉徴収税の完全な外国税額控除を行う。

ケース 2 = ケース 1 と同様。ただし、実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。

ケース 3 = ケース 1 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、個人所得税がこれを吸収しなければならない。(個人所得税が課税される際には税額控除の実際の金額が明らかになっているため、特別の税は必要としない。)

ケース 4 = ケース 1 と同様。ただし、(平均) 国内法人税率で発生ベースにより法人税を課税する。

ケース 5 = ケース 4 と同様。ただし、実際に納付された外国法人税に関して事後調整を行う。

ケース 6 = ケース 4 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、個人所得税がこれを吸収しなければならない。

ケース 7 = ケース 1 と同様。国内で完全な配当税額控除が認められる。

ケース 8 = ケース 7 と同様。ただし、実際に納付された外国法人税に関して事後調整を行う。

ケース 9 = ケース 7 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、個人所得税がこれを吸収しなければならない。

ケース 10 = 法人利潤の持分に対して個人所得税を発生ベースにより課税。外国法人税および源泉徴収税に対して完全な税額控除を行う。

ケース 11 = ケース 10 と同様。ただし、実際に納付された外国税に関して事後調整を行う。

ケース 12 = ケース 10 と同様。配当税額控除が対外支払配当に適用された場合、これを吸収するため特別の税を課税しなければならない。

(出所) *Ibid.*, p.455.

出中立性を確保するための条件が明らかにされている。表 1 から表 4 がそれである。

これらの表の前提条件となっているのは、資本輸出中立性を確保するために資本輸出国の側が行なわなければならない課税措置は何かということである<sup>2)</sup>。Sato=Birdは、資本輸出中立性を国内外投資に租税負担の格差がなく、純収益率と投資決定が租税要因の影響を受けないことと捉えている。この場合、同一国の居住者が同一のグローバル所得を得るときには同一の総税負担（国内税プラス外国税）になるから、資本輸出中立性の確保は、同時に個人間の国際的な公平（international equity）を実現するとされている<sup>3)</sup>。この考え方は、基本的に、マスグレイブの規範的モデルの捉え方と同一である。資本輸出中立性の確保はまた、源泉地国ではなく居住地国の側での租税政策によってのみ可能となる。したがって、それは居住地国が外国源泉所得に対して完全な外国税額控除（full crediting）を認める場合のみ達成されるとされている<sup>4)</sup>。この点もまた、マスグレイブの立論を踏襲している。なお、法人税の転嫁はないものと仮定されている。転嫁が行われているとすると、転嫁の度合いに応じて法人税は利潤税から生産物税に性格を変えるため、中立性を確保するためには国境税調整（輸出戻し税や補正的輸入関税）が必要になる<sup>5)</sup>。

以下、資本輸出国が採用する課税方式にしたがって、どのような租税調整が必要になるのかを検討しよう。

---

2) Sato=Birdは、国際租税政策が経済原則だけにとづいて遂行されているわけではないことは自明だが、その分析を経済的側面に限定する場合には、もっとも重要な経済的目標は資本輸出中立性の達成であるとしている。Cf. Sato, M. and R. M. Bird (1975), "International Aspects of the Taxation of Corporations and Shareholders," *IMF Staff Papers*, p.406.

3) *Ibid.*, p.407.

4) *Ibid.*, p.408. Sato=Birdは、外国税額控除方式（credit method）だけが資本輸出中立性を確保することを可能にし、外国所得免税方式（exemption method）、外国税額損金算入方式（deduction method）はそれぞれ投資先により税負担に格差をもたらす、対外投資を国内投資よりも不利にするなどの理由から、資本輸出中立性を確保できないとしている。*Ibid.*, p.409.

5) *Ibid.*, p.411.

## II 非統合型クラシカル・システムと国際租税調整

まず最初にとり上げるのは、資本輸出国がクラシカル・システムをとるケースである。Sato=Birdによれば、資本輸出国であれ輸入国であれ、すべての国がクラシカル・システムをとれば、資本輸出中立性を確保するのに必要な租税調整はもっとも簡単になるとされている<sup>6)</sup>。この場合、理論的には、居住地国では発生ベースで法人課税（current taxation）を行い、外国法人税（源泉徴収税を含む）に対して完全な外国税額控除を行うというのが、資本輸出国において必要とされる租税調整の基本形である（表1、表2のケース1）。ただし、直接投資の場合とポートフォリオ投資の場合とでは、以下で説明するように調整方法には若干異なる場合がある。

ただ、厳密に考えれば、クラシカル・システムのケースに発生ベースで課税するというのはモデルとしての整合性が問題になりうる<sup>7)</sup>。というのは、クラシカル・システムのもとでは、前提条件として一定の課税の繰り延べを許容すると考えざるをえないからである。課税の繰り延べに存在の余地がないのは、完全統合の世界だけといってよい。インピュテーションのような配当だけについて統合を行う制度も、留保利潤については課税の繰り延べを認める中途半端な、したがって「配当救済」の側面のつよい統合方式である。この意味で、完全統合以外の制度のもとで完全な発生ベース課税を行うことには、論理的な不整合が生じる可能性がある。クラシカル・システムと完全統合の両極のあいだでは、大なり小なり課税の繰り延べが残ると考えざるをえない。したがって、国際的な法人課税の組み合わせのモデルにおいては、国内で認められる課税繰り延べと同程度の繰り延べが対外投資についても許容されることを通じて、いわばセカンド・ベストの資本輸出中立性、個人納税者間の課税の公平の実現を図る基準が模索

---

6) *Ibid.*, pp.411-412.

7) McLure, Jr. (1979), *op.cit.*, p.187.

されるといえよう。ベストの世界は、資本輸出国、資本輸入国とも完全統合制度を採用しているケースである。

しかも、モデルの世界以上に、現実の世界では、すべての对外投资について、居住地国サイドで一律に発生ベース課税を適用している国は存在しない。源泉地国から居住地国に対して配当が行われるまで、課税は繰り延べられる（tax deferral）のが一般的である。また、外国税率のほうが国内税率を上回る場合、外国税額控除限度額の制限措置により居住地国において超過外国税額の還付は行われぬのが通例である。その意味で、資本輸出中立性や個人間の公平は完全には達成されていない。对外投资を通じた繰延べによる租税回避の「濫用」を防止するために、被支配外国子会社ルール（Controlled Foreign Corporation rule）といわれる諸規定、たとえばアメリカのサブパートFや受動的外国投資会社（Passive Foreign Investment Company, PFIC）、外国同族持株会社（Foreign Personal Holding Company）などの対応措置が立法化されてきたことは周知のとおりであるが、これらはいずれも一定の要件に該当する場合に对外投资を利用した課税繰り延べを否認するものであり、すべての对外投资に対して適用するものではない<sup>8)</sup>。

さて、モデルの内容に目を転ずると、子会社、支店を通じた直接投資の場合、資本輸入国が配当軽減税率制度を採用している場合を除き、クラシカル・システム、インピュテーション、完全統合のいずれの場合にも、基本的にケース1の基本形があてはまる<sup>9)</sup>。したがって、資本輸入国が配当軽減税率をとる場合を除き、資本輸出国は基本的にケース1の調整方式により資本輸出中立性を達成できる。表5は、A国（クラシカル・システム）

---

8) これらアメリカの繰延べ防止のための税制については、さしあたり、岡村忠生（1992）、前掲論文、Doernberg, R.L. (1997), *International Taxation in a Nutshell*, Third Edition. 川端康之監訳（2001）、『アメリカ国際租税法（第3版）』清文社、United States Congress, Joint Committee on Taxation (1999), *Description and Analysis of Present-Law Rules Relating to International Taxation*などを参照。

9) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.414.

からB国（配当軽減税率制度以外の法人課税制度を採用）に直接投資が行われるケースをとって、モデルの数値例を示したものである。外国法人税・源泉徴収税に対して完全な外国税額控除を行うために、A国では2.35の法人税を還付することが必要になり、その分、法人税と個人所得税を合計した同国の税収が減少することがわかる。国内で法人投資が行われ、100の法人所得が得られた場合、法人税（34%）を控除した後の税引き後所得は66となり、表1の外国税還付後の法人所得66と一致する。こうして、法人レベルで対比した場合の対外直接投資も国内投資も最終的に同じ税負担になり、資本輸出中立性が確保されることがわかる。

表5 法人直接投資のケース

項 目	金額
(1) 税引前法人所得	100.00
(2) A国法人税額 (1)×34%	34.00
(3) B国法人税額 (1)×33%	33.00
(4) B国源泉徴収税 [(1)-(3)]×5%	3.35
(5) A国法人受取配当 (1)-(3)-(4)	63.65
(6) A国外国税額控除 (3)+(4)	36.35
(7) A国法人税納付額 (2)-(6)	-2.35
(8) A国法人株主の純受取配当 (5)-(7)	66.00
(9) A国個人株主受取所得 (8)より	66.00
(10) A国個人株主所得税 (9)×31%	20.46
(11) 総税収 (12)+(13)	54.46
(12) B国の税収 (3)+(4)	36.35
(13) A国の税収 (7)+(10)	18.11
(14) A国個人株主の税引後収益 (9)-(10)	45.54
(15) 国内法人投資の税引後法人収益	66.00

- (注) 1) 資本輸出国がクラシカル・システムを採用している場合の数値例である。  
 2) 源泉徴収税の税率は租税条約が締結されているものとして、5%とした。  
 なお、以下の表でも、直接投資の場合の源泉徴収税率はすべて5%とした。  
 3) A国、B国の法人税率をそれぞれ34%、33%、A国個人株主の個人所得税率を31%と仮定した。なお、以下の表でも、基本的に同じ条件のもとで計算した。

資本輸入国が配当軽減税率制度をとる場合には、利潤が実際に配当されるまでは外国法人税額は確定されないため、居住地国での発生ベースでの課税はとりあえず概算で行われざるをえず、その後配当が現実に行われ納



付した外国法人税額が確定した段階で調整が行われることになる<sup>10)</sup>。これは、法人・個人のポートフォリオ投資の場合にも同様である。支店形態の場合、その支払配当には軽減税率は適用されないため、ケース1がそのまま当てはまる。

ポートフォリオ投資の場合、実際の国際課税ルールでは投資先の法人が資本輸入国で納付した法人税については外国税額控除が認められず、受取配当に対する源泉徴収税についてしか税額控除は適用されない。しかし、資本輸出中立性を達成するためには、法人税、源泉徴収税の両者が租税調整の対象とされなければならない。

まず、法人ポートフォリオ投資の場合、資本輸入国がクラシカル・システムや配当軽減税率制度をとる場合は、その租税調整措置は基本的に直接投資のケースと同様である。ポートフォリオ投資の場合には、外国法人税に対する外国税額控除（直接投資のケースの間接外国税額控除）は認められないのが実際の国際課税ルールであるが、モデルでは資本輸入国の源泉徴収税だけでなく法人税も含めて資本輸出国の法人税に対して完全な外国税額控除が認められる。これが、表3のケース1である。しかし、資本輸入国がインピュテーション制度や完全統合制度を採用している場合、前稿でみたように、租税条約の規定にもとづいて対外支払配当に対しても配当税額控除を認めることがある<sup>11)</sup>。この場合、資本輸出国の側でこの税額控除の便益を吸収する何らかの措置をとらない限り、対外ポートフォリオ投資の方が国内投資よりも有利になり、資本輸出中立性は成立しなくなる。資本輸入国の側で認める配当税額控除は、対外ポートフォリオ投資を行った資本輸出国の法人の受け取る配当額を大幅に増加させ、投資利回りの上昇をもたらすのである。そのことは、表5と表6の「配当税額控除がある場合」、あるいは表6の「配当税額控除がある場合」と「配当税額控除が

---

10) *Ibid.*

11) 拙稿（2004）、「法人税と国際的インテグレーション—その理念望と現実—」『関西大学商学論集』第49巻第5号、参照。

ない場合」とを比較すればわかる。「配当税額控除がある場合」のポートフォリオ投資の方が、「配当税額控除がない場合」のポートフォリオ投資ないし直接投資よりもその受取配当が大きく、前者のほうが利回りが高くなる。したがって、法人所得のレベルで資本輸出中立性を確保しようとするれば、配当税額控除の効果を相殺するために法人段階で何らかの課税が行われなければならない。表3のケース3は、そのことを示している<sup>12)</sup>。

表6 法人ポートフォリオ投資のケース

項 目	源泉地国の配当税額控除がある場合	源泉地国の配当税額控除がない場合	【参考】 B国の源泉徴収税率30%のケース
(1) 税引前法人所得	100.00	100.00	100.00
(2) A国法人税 (1) × 34%	34.00	34.00	34.00
(3) B国法人税額 (1) × 33%	33.00	33.00	33.00
(4) B国配当税額控除 (3) × 0.5	16.50	0.00	16.50
(5) B国粗支払配当 (1) - (3) + (4)	83.50	67.00	83.50
(6) B国源泉徴収税 (5) × 15%	12.53	10.05	25.05
(7) B国純支払配当 (5) - (6)	70.98	56.95	58.45
(8) A国外国税額控除 (3) + (6)	45.53	43.05	58.05
(9) A国法人税納付額 (2) - (8)	-11.53	-9.05	-24.05
(10) A国法人株主の純受取配当 (7) - (9)	82.50	66.00	82.50
(11) A国個人株主受取所得 (10) より	82.50	66.00	82.50
(12) A国個人株主所得税 (11) × 31%	25.58	20.46	25.58
(13) 総税収 (14) + (15)	43.08	54.46	43.08
(14) B国の税収 (3) + (6)	29.03	43.05	41.55
(15) A国の税収 (9) + (12)	14.05	11.41	1.53
(16) A国個人株主の税引後収益 (11) - (12)	56.93	45.54	56.93
(17) 国内法人投資の税引後法人収益	66.00	66.00	66.00

- (注) 1) 資本輸出国がクラシカル・システムを採用している場合の数値例である。  
 2) 源泉徴収税の税率は租税条約が締結されているものとして、15%とした。  
 なお、B国配当税額控除は追加的配当として源泉徴収税の課税を受けるものとした。以下の表でも、ポートフォリオ投資については、すべて同様の扱いとした。  
 3) B国配当税額控除はB国法人税の2分の1として計算した。以下の表でも、すべて同様の扱いとした。

12) Sato and Bird (1975), *op. cit.*, p.414. ちなみに、岡村忠生の提起する国際的インテグレーションのためのモデル、すなわち、「発生主義課税」を前提に、法人・個人を問わずポートフォリオ投資に対して間接外国税額控除を適用するとの提案は、資本輸入国が配当税額控除などの便益をポートフォリオ投資に認めた場合に、これ

資本輸入国が対外支払配当に配当税額控除を認めるのは、対内ポートフォリオ投資を促進しようとの政策意図にもとづくものと考えられるが、その便益を資本輸出国の国庫が吸収すれば、ポートフォリオ投資家にとってのインセンティブはなくなり、資本輸入国の政策は効果を失う。その税収減は資本輸出国の税収増にふり替わるだけに終わる。しかし、資本輸出国が資本輸出中立性を維持しようとする限り、法人段階での課税は不可欠なのである。

つぎに、個人のポートフォリオ投資については、基本的に法人ポートフォリオ投資が法人段階までの資本輸出中立性を確保するための租税調整措置であったのに対して、個人株主の段階での最終的な資本輸出中立性の実現が問題となる。表6でいえば、法人ポートフォリオの場合は個人株主への配当所得66を算出する段階までの中立性を問題にしていたのに対し、個人ポートフォリオ投資では法人税、個人所得税両税の調整後の最終的な税引後所得45.54のレベルでの中立性の確保が問題になるのである。

したがって、個人ポートフォリオ投資の場合に資本輸出中立性を確保するための租税調整は、投資先法人の利潤について、個人株主の持分に応じて発生ベースでA国法人税の課税を行い、B国法人税に対して完全な外国税額控除を適用し、ついで、B国源泉徴収税をグロスアップした配当に個人所得課税を行って、算出された個人所得税額から源泉徴収税の完全な外国税額控除を認めるというのがその基本形である（表4のケース1）。表7の「配当税額控除がない場合」は、数値例でその租税調整の方式を示したものである。個人株主の最終的な税引後所得は45.54となり、国内外での税負担は等しくなっている。資本輸出中立性、個人納税者間の公平のいずれの基準も満たされていることがわかる。

インピュテーション制度ないし完全統合制度をとる資本輸入国が、個人ポートフォリオ投資に対する支払配当に対して配当税額控除を認める場

---

を特別な課税によってではなく、直接投資の場合と同様に間接外国税額控除を認めることで吸収しようとする提案である。岡村忠生（1992）、前傾論文、参照。

表7 個人ポートフォリオ投資のケース

項 目	源泉地国の配当 税額控除がある 場合	源泉地国の配当 税額控除がない 場合
(1) 税引前法人所得	100.00	100.00
(2) A国法人税 (1)×34%	34.00	34.00
(3) B国法人税額 (1)×33%	33.00	33.00
(4) A国外国税額控除 (3) より	33.00	33.00
(5) A国法人税納付額 (2) - (4)	1.00	1.00
(6) B国配当税額控除 (4)×0.5	16.50	0.00
(7) A国株主粗受取配当 (1) - (2) + (6)	82.50	66.00
(8) B国源泉徴収税 [(1) - (3) + (6)]×15%	12.53	10.05
(9) A国個人株主の純受取配当 (7) - (8)	69.98	55.95
(10) A国個人株主のグロスアップ配当 (8) + (9)	82.50	66.00
(11) A国個人株主所得税算出税額 (10)×31%	25.58	20.46
(12) A国外国税額控除 (源泉徴収税) (8) より	12.53	10.05
(13) A国個人株主所得税納付額 (11) - (12)	13.05	10.41
(14) 総税収 (15) + (16)	43.08	54.46
(15) B国の税収 (3) + (8) - (6)	29.03	43.05
(16) A国の税収 (5) + (13)	14.05	11.41
(17) A国個人株主の税引後収益 (9) - (13)	56.93	45.54
(18) 国内法人投資の税引後個人収益	45.54	45.54

(注) 資本輸出国がクラシカル・システムを採用している場合の数値例である。

合、ここでも法人ポートフォリオ投資の場合と同様に、対外投資の利回りの方が国内投資よりも高くなるため、これを個人所得税が吸収する必要がある(表7の「配当税額控除がある場合」を参照)。さきの法人ポートフォリオ投資においては、法人段階で調整するために、法人レベルで「特別の税」を課税するものとされたが、個人ポートフォリオ投資においては、個人株主の最終的な税負担の調整が問題となっているため、法人レベルの「特別の税」による調整ではなく、個人所得税による追加的な課税が必要とされる(表4のケース3)。これが資本輸入国の政策意図に反し、資本輸出国の税収増になることは、さきの法人ポートフォリオ投資の場合と同様である。

### Ⅲ 配当軽減税率制度と国際租税調整

ここでとり上げるのは、資本輸出国が配当軽減税率制度を採用するケースである。表1から表3にみるように、この場合に資本輸出国が行わなければならない租税調整は、法人（子会社形態での直接投資、支店形態での直接投資、法人ポートフォリオ投資）については、いずれも資本輸出国がクラシカル・システムをとるケースと同じである。そのことは、さきの表5、表6において、A国の法人税率を配当軽減税率に置き換えてみれば容易にわかる。表8は直接投資のケースに配当軽減税率を適用したものである。配当軽減税率を仮に25%とすれば、総税額は48.25、資本輸出国の株主が得る所得は51.75となる。この外国源泉配当はA国の法人税をまったく負担しておらず、むしろ税額の還付を受けることで、A国国内での対法人投資の税負担率、税引後投資収益率との同一性を保証される。したがって、資本輸出中立性、個人納税者間の公平が達成されるのであるが、その代償

表8 法人直接投資のケース

項 目	金額
(1) 税引前法人所得	100.00
(2) A国法人税額 (1) × 25%	25.00
(3) B国法人税額 (1) × 33%	33.00
(4) B国源泉徴収税 [(1) - (3)] × 5%	3.35
(5) A国法人受取配当 (1) - (3) - (4)	63.65
(6) A国外国税額控除 (3) + (4)	36.35
(7) A国法人税納付額 (2) - (6)	-11.35
(8) A国法人株主の純受取配当 (5) - (7)	75.00
(9) A国個人株主受取所得 (8) より	75.00
(10) A国個人株主所得税 (9) × 31%	23.25
(11) 総税収 (12) + (13)	48.25
(12) B国の税収 (3) + (4)	36.35
(13) A国の税収 (7) + (10)	11.90
(14) A国個人株主の税引後収益 (9) - (10)	51.75
(15) 国内法人投資の税引後法人収益	75.00

(注) 1) 資本輸出国が配当軽減税率を採用している場合の数値例である。

2) A国の配当軽減税率は25%と仮定して計算した。

としてA国は財政負担を必要とする。他方、配当軽減税率の効果により、投資家はさきのクラシカル・システムの場合よりも税負担が低くなり、税引後投資収益率がその分高まるのは当然である。

一方、個人のポートフォリオ投資の場合には、解決することの困難な問題が生じる。なぜなら、この場合に必要とされる租税調整は、まずB国の法人利潤の持分に対して発生ベースによりA国の法人税を課税することであるが、その際に適用する法人税率をどのように設定するかは法人の配当性向に依存し、一律ではないからである。対外投資と国内投資の税負担率を均等にしようとしても、そもそも国内での配当性向そのものが法人ごとに異なっているため、均等性を確保することは不可能であろう。さきの表7でいえば、B国の法人利潤の持分に適用するA国法人税の税率をどのよ

表9 個人ポートフォリオ投資のケース

項 目	源泉地国の配当税額控除がある場合	源泉地国の配当税額控除がない場合
(1) 税引前法人所得	100.00	100.00
(2) A国法人税 (平均税率30%)	30.00	30.00
(3) B国法人税額 (1) × 33%	33.00	33.00
(4) A国外国税額控除 (3) より	33.00	33.00
(5) A国法人税納付額 (2) - (4)	-3.00	-3.00
(6) B国配当税額控除 (4) × 0.5	16.50	0.00
(7) A国株主粗受取配当 (1) - (2) + (6)	86.50	70.00
(8) B国源泉徴収税 [(1) - (3) + (6)] × 15%	12.53	10.05
(9) A国個人株主の純受取配当 (7) - (8)	73.98	59.95
(10) A国個人株主のグロスアップ配当 (8) + (9)	86.50	70.00
(11) A国個人株主所得税算出税額 (10) × 31%	26.82	21.70
(12) A国外国税額控除 (源泉徴収税) (8) より	12.53	10.05
(13) A国個人株主所得税納付額 (11) - (12)	14.29	11.65
(14) 総税収 (15) + (16)	40.32	51.70
(15) B国の税収 (3) + (8) - (6)	29.03	43.05
(16) A国の税収 (5) + (13)	11.29	8.65
(17) A国個人株主の税引後収益 (9) - (13)	59.69	48.30
(18) 国内法人投資の税引後個人収益	51.75	51.75

(注) 1) 資本輸出国が配当軽減税率を採用している場合の数値例である。

2) A国の代用平均法人税率を30%と仮定して計算した。

うに設定すればよいのか、その基準が得られないのである。Sato=Birdは、やむなく国内法人税の代用税率（proxy domestic corporation tax rate）として、本則税率と配当軽減税率との平均税率を利用することとしているが、いうまでもなく、この場合には、A国株主の税引後収益は国内法人投資の個人税引後収益を下回る結果になり、資本輸出中立性、個人間の公平は達成されない（表9、「配当税額控除がない場合」を参照）<sup>13)</sup>。

なお、個人ポートフォリオ投資の場合を除くと、資本輸入国が配当軽減税率、インピュテーション、完全統合などの制度をとる場合の資本輸出国側で必要になる租税調整措置は、さきにクラシカル・システムのケースでみたのと同様である。なお、資本輸入国が対外支払配当に配当税額控除を認める場合の数値例は表9の「配当税額控除がある場合」にみるとおりである。

資本輸出国が配当軽減税率制度をとる場合、当然、その法人税の実効税率は低下するため、資本輸入国の法人税率との格差が広がるにつれて資本輸出国の確保する税収は減少することになる。表5と表8のA国税収を比較してみればわかるように、資本輸出国の税収配分は配当軽減税率の影響によって大幅に減少している。法人レベルでの軽減税率の適用が完全な外国税額控除の適用によって多額の税額の還付が行われなければならないからである。この意味で、資本輸出国が配当軽減税率制度をとる場合には、税収ロスが制度の存在を脅かすことになる可能性が強い。それゆえに、現実には、資本輸出国は国内において外国源泉所得から配当が行われる場合には配当軽減税率により追加的な課税を行うのが一般的である<sup>14)</sup>。

---

13) もちろん、外国源泉法人所得に対して発生ベースで国内法人税を課税するのであるから、これをすべて配当されたものとして軽減税率を適用することも可能であるが、その場合、国内では各法人の配当性向により国内法人投資の収益率がまちまちであることから、いずれにしても国内投資と対外投資の税負担の均等を確保することは不可能である。Cf. Sato and Bird (1975), *op.cit.*, note 69, pp.414-415.

14) その最適な実例が、すでにみたドイツの配当軽減税率制度である。

#### IV インピュテーション制度と国際租税調整

インピュテーション制度をとるこのケースの場合、資本輸出国が必要とする租税調整は、法人による投資については表1から表3にみられるとおり、「ケース1と同様。その後の配当に対して追加課税を行わない。株主は国内で完全な配当税額控除を認められる」というものであり、また、個人ポートフォリオ投資については「ケース1と同様。国内で完全な配当税額控除が認められる」とされている。

ここでも理解を容易にするために、数値例を使って説明すれば、表10、表11のとおりである。まず、法人が行う投資については、B国での法人所得に対しA国において発生ベースで法人課税を行い、B国法人税および源泉徴収税の負担をA国外国税額控除によって完全に吸収する点までは、基本形のケース1と同様である。そのうえで、A国内での個人所得税とのインピュテーションによる統合を行うために、A国法人税を含めてグロスアップした所得について個人所得税を算出し、これに配当税額控除を適用することになる(表10、参照)。他方、個人ポートフォリオ投資についても、A国個人株主の純受取額を算出するまでの過程は基本的に表4の基本形であるケース1と同様であるが、その後、個人株主のグロスアップ所得を算出する際にA国法人税を算入し、算出した個人所得税額から配当税額控除を差し引くことにより、統合が可能になる。要するに、このケースでは、外国税額控除とインピュテーション税額控除とを使って、外国法人税と国内個人所得税との統合が実現されるのである。資本輸出国の側で主導的にこの統合を行うために、外国税額控除、インピュテーション税額控除を合計した財政負担、すなわち税収ロスが巨額になることが予想されるのである。

対外受取配当に資本輸出国が配当税額控除を適用するのは、国内投資に対して配当税額控除を認める以上、対外投資に対して税額控除を認めない



場合には、内・外投資のあいだに税負担の格差が生じるからである。もちろん、現実の国際課税の慣行では、外国源泉所得から国内において配当が行われる場合、A国法人税をまったく負担していないとして配当税額控除を認めたとうえで、配当税額控除の効果を相殺するためにフランスの *précompte* やイギリスの ACT のように、配当に対して追加的な課税を行うのを一般的である。しかし、その場合には内・外投資の均等性は確保できない。表10、表13から容易に理解できるように、株主段階で追加的課税が行われる場合には、対外投資の税引後収益率が国内投資のそれよりも低下するのである。

なお、資本輸入国の側がインピュテーション制度や完全統合制度を採用し、法人・個人のポートフォリオ投資について対外支払配当にも配当税額控除を認める場合、その利益を相殺するために法人レベル、個人レベルで調整が行われなければならないのは、さきの2つのケースと同様である(表

表10 法人直接投資のケース

項 目	金額
(1) 税引前法人所得	100.00
(2) A国法人税額 (1)×34%	34.00
(3) B国法人税額 (1)×33%	33.00
(4) B国源泉徴収税 [(1)-(3)]×5%	3.35
(5) A国法人受取配当 (1)-(3)-(4)	63.65
(6) A国外国税額控除 (3)+(4)	36.35
(7) A国法人税納付額 (2)-(6)	-2.35
(8) A国法人株主の純受取配当 (5)-(7)	66.00
(9) A国個人株主レベル所得 (8)より	66.00
(10) A国個人株主グロスアップ所得 (2)+(9)	100.00
(11) A国個人株主所得税算出額 (10)×31%	31.00
(12) A国配当税額控除 (2)より	34.00
(13) A国個人株主所得税納付額 (11)-(12)	-3.00
(14) 総税収 (15)+(16)	31.00
(15) B国の税収 (3)+(4)	36.35
(16) A国の税収 (7)+(13)	-5.35
(17) A国個人株主の税引後収益 (9)-(13)	69.00
(18) 国内法人投資の税引後法人収益	66.00

(注) 資本輸出国がインピュテーション制度を採用している場合の数値例である。

11の「源泉地国の配当税額控除がある場合」を参照)。また、資本輸入国が配当軽減税率をとる場合に事後調整が必要になることも以前のケースと同様である。

表11 個人ポートフォリオ投資のケース

項 目	源泉地国の配当税額控除がある場合	源泉地国の配当税額控除がない場合
(1) 税引前法人所得	100.00	100.00
(2) A国法人税 (1) × 34%	34.00	34.00
(3) B国法人税額 (1) × 33%	33.00	33.00
(4) A国外国税額控除 (3) より	33.00	33.00
(5) A国法人税納付額 (2) - (4)	1.00	1.00
(6) B国配当税額控除 (3) × 0.5	16.50	0.00
(7) A国個人株主粗受取配当 (1) - (2) + (6)	82.50	66.00
(8) B国源泉徴収税 (15%) [(1) - (3) + (6)] × 15%	12.53	10.05
(9) A国個人株主の純受取配当 (7) - (8)	69.98	55.95
(10) A国個人株主のグロスアップ配当 (2) + (8) + (9)	116.50	100.00
(11) A国個人株主所得税算出税額 (10) × 31%	36.12	31.00
(12) A国外国税額控除 (源泉徴収税) (8) より	12.53	10.05
(13) A国配当税額控除 (2) より	34.00	34.00
(14) A国所得税納付額 (11) - (12) - (13)	-10.41	-13.05
(15) 総税収 (16) + (17)	19.62	31.00
(16) B国の税収 (3) + (8) - (6)	29.03	43.05
(17) A国の税収 (5) + (14)	-9.41	-12.05
(18) A国株主の税引後収益 (9) - (14)	80.39	69.00
(19) 国内法人投資の税引後個人収益	69.00	69.00

(注) 資本輸出国がインビュテーション制度を採用している場合の数値例である。

## V 完全統合型所得税と国際租税調整

資本輸出国が完全統合型所得税をとるこのケースは、前段のインビュテーション制度のケースにおいてすでに論じられたとみなすことができる。というのは、前段の数値例では、法人税課税後の法人利潤はすべて配当されるものとして試算しているからである。完全統合制度は、いわばインビュテーション制度の究極の特殊なケース、つまり法人税引後の法人利潤が

全額配当に回される場合、ないし法人利潤がその持分に応じてすべて個人株主に割り当てられる場合だからである。したがって、表1から表3で資本輸出国がとるべき租税調整の基本形は、基本的に、それぞれのケースの基本形であるケース1(ないし表1のケース3)をベースにしつつ、「配当ないし利潤割り当ての際に追加課税を行わない。株主は完全な統合の便益を保証される」とされているのは、前段までの展開にもとづいて首肯できるであろう。資本輸出国がインピュテーション制度をとる場合との違いは、配当だけでなく留保部分も含めて利潤の割り当てを行うこと、配当税額控除にとどまらず完全な統合控除を認めることにある。したがって、法人が対外投資を行う場合の数値例は基本的に表10で説明できる。

ところが、個人ポートフォリオ投資の場合、基本形であるケース10では、B国法人利潤の持分に対してA国は発生ベースで個人所得税を直接課税し、そのうえで外国の法人税・源泉徴収税に対して完全な税額控除を適用するものとされている。同じ個人ポートフォリオ投資の場合でも、その他の場合についてはすべてA国法人税を発生ベースで課税することが前提されていたのとは明らかに異なる。これは、Sato=Birdの「完全統合は、事実上、絶対的法人税の廃止になる」という考え方を反映するものといつてよい<sup>15)</sup>。それを数値例で示せば、表12のように表せるであろう。絶対的法人税の廃止により、個人株主は外国法人利潤の持分について、発生ベースにより直接、自国の個人所得税を課税され、外国に納付した法人税・源泉徴収税の完全な税額控除を認められるのである<sup>16)</sup>。

15) Sato and Bird (1975), *op. cit.*, pp.415-416.

16) Sato=Birdは、完全統合制度のもとでは事実上絶対的法人税の廃止になるため、法人の投資政策は法人の税負担よりも個人株主の税負担に依存するようになる指摘する。そして、その場合、すべての法人がそのすべての海外利潤を株主に配当ないし割当てしない限り、個人の税負担を国内投資と海外投資とのあいだで均等化する実際のなすべはなくなるという。言い換えると、カーター委員会の提案にみられるように法人税率が個人最高税率と等しい場合、法人利潤が留保される限り、税負担は対外投資のほうが国内投資よりも重くなる、としている。しかし、岡村忠生も指摘するのとおり、この指摘には疑問がある。資本輸出国が完全統合制度を採用し、

表12 個人ポートフォリオ投資のケース

項 目	源泉地国の配当 税額控除がある 場合	源泉地国の配当 税額控除がない 場合
(1) 税引前法人所得	100.00	100.00
(2) A国個人株主所得税 (1) × 31%	31.00	31.00
(3) A国個人株主株主割当所得 (1) - (2)	69.00	69.00
(4) B国法人税額 (1) × 33%	33.00	33.00
(5) B国源泉徴収税 [(1) - (4) + (8)] × 15%	12.53	10.05
(6) A国完全統合控除 (4) + (5)	45.53	43.05
(7) A国個人株主所得税納付額 (2) - (6)	-14.53	-12.05
(8) B国配当税額控除 (4) × 0.5	16.50	0.00
(9) A国個人株主総受取所得 (3) + (8)	85.50	69.00
(10) 総税収 (11) + (12)	14.50	31.00
(11) B国の税収 (4) + (5) - (8)	29.03	43.05
(12) A国の税収 (7) より	-14.53	-12.05
(13) A国株主の税引後収益 (9) より	85.50	69.00
(14) 国内法人投資の税引後個人収益	69.00	69.00

(注) 資本輸出国が完全統合制度を採用している場合の数値例である。

ところで、個人による対外ポートフォリオ投資に対して発生ベースで課税することは理論的にはともかく、執行上はきわめて困難であることはいうまでもない<sup>17)</sup>。Sato=Birdは、他の多くの国からも歓迎されそうにないと指摘している<sup>18)</sup>。株主自身が自ら保有する株式の比例的持分がいったいどれだけなのか、発生ベースでの法人割当所得がいくらになるのかなど、投資先企業や資本輸入国の協力がなければ基本的な情報さえ入手できない

ゝ発生ベースで課税している限り、資本輸出国の法人・個人の投資家にとってすべての海外利潤は投資家の持分に依じて割当てされるはずだからである。そして、理論的には、たとえ絶対的法人税が存在しなくても、個人投資家レベルでの内外投資の税負担の均等化により、資本輸出中立性、個人納税者間の公平が実現できるはずであることは、すでにマズグレイブの一般的規範モデルでみたとおりである。ただし、完全統合制度の実行が、政治的に、あるいは執行上、きわめて困難な問題を抱えることはいうまでもない。Cf. Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.416. 岡村忠生 (1992), 前傾論文, 225-226ページ。

17) Canada (1966), *Report of the Royal Commission on Taxation*, Vol. 4: *Taxation of Income*, p.536

18) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.416

可能性があるからである。その意味で、完全統合制度が成功するか否かは、他のケースの場合以上に資本輸出国と資本輸入国との緊密な協力、協調と整備された情報交換制度が必要になるであろう。

資本輸出国が完全統合制度をとる場合、その税収ロスの規模はインピュテーション制度を採る場合以上に増加する。統合の負担は配当部分についてだけでなく、外国利潤すべてに及ぶからである。

なお、資本輸入国が配当軽減、インピュテーション、完全統合などの制度をとる場合に必要な租税調整は以前のケースのついてみた場合と同様である。

## VI 国際租税調整の諸困難と展望

以上にみてきたように、資本輸出国が資本輸出中立性を確保するために必要な租税調整過程には、きわめて困難な諸問題が発生することがわかる。

それは、第1に外国源泉所得に対して居住地国サイドで発生ベースにより法人課税、ないし個人所得課税を行うというモデル提案自身がはたしてどこまで現実の国際課税ルールの中に取り入れられるかという実行可能性の問題である。これがほとんど不可能ともいえるほど困難な課題であることはいうまでもない。しかし、ベストに可能な限り近づく努力を行うという際の基準さえ明確でない現状からすれば、すでにみた一般的規範モデルをさまざまな国際課税制度の組み合わせの中で検証するという作業が欠かせない。

第2に国際租税調整や租税協力を不可欠な情報の相互交換や執行協力が果たしてどこまで実現できるのかという問題である。この点では、各国課税当局相互での協調と協力が不可欠になることはいうまでもないが、同時に、完全統合制度をとる場合にも法人の役割は消滅するどころか、単なる「導管 (conduit)」以上の重要な役割を果たすことが期待される。また、法人の協力を得るための国際的なルールがなければ、国際租税調整も画餅

に帰するおそれがあるといえるであろう。

第3に統合に伴う財政負担、税収配分の問題である。表13は直接投資と個人ポートフォリオ投資について資本輸出国、資本輸入国への税収配分と投資収益が、資本輸出国をとる制度の違いによりどのように変化するかを総括したものである。一見してわかるように、資本輸入国の税収は資本輸出国がどのような制度をとろうとも変化がないが、資本輸出国のそれは非統合型であるクラシカル・システムから完全統合のほうへ移行するほど減少している。つまり、資本輸出国にとって最も財政負担が少ないのはクラシカル・システムであり、もっとも財政負担が高いのは完全統合システムである。この結果は資本輸出国、輸入国の法人税率がそれぞれ34%、33%との前提のもとで導き出されたものであるが、輸入国の税率が引き上げられ、両者の格差が広がるほど前者の財政負担は増加する。ただ、近年の国際的な租税競争は、各国間の法人税率の格差を縮小してきたので、この面からはむしろ国際租税調整には好ましい環境が整備されてきたといえる。いずれにせよ、財政負担と税収の国際的配分をどのように解決するかは、国際租税調整の成否を左右する問題なのである。

表13 各ケースにおける国際的税収配分

資本輸出国の採る制度	直接投資			個人ポートフォリオ投資			投資収益
	資本輸出国	資本輸入国	総税収	資本輸出国	資本輸入国	総税収	
非統合(クラシカル)	18.11	36.35	54.46	11.41	43.05	54.46	45.54
配当軽減税率	11.90	36.35	48.25	8.65	43.05	51.70	51.75 (48.30)
インピュテーション	-5.35	36.35	31.00	-12.05	43.05	31.00	69.00
完全統合	-5.35	36.35	31.00	-12.05	43.05	31.00	69.00

(注) 資本輸出国が配当軽減税率制度をとる場合の投資収益欄カッコ内は個人ポートフォリオ投資の場合である。

以上のほかにも、インピュテーションや完全統合制度を実行する場合の調整の複雑さや、モデル提案から現実の制度が乖離する場合にもたらされるさまざまなループホールやディストーションの問題などもあげられよう。

Sato=Birdは、インテグレーションは部分的であれ完全であれ、法人、個人を別々に課税する場合に比べれば、資本輸出中立性の達成により大きな困難をもたらすと指摘している<sup>19)</sup>。たしかに、国際的なインテグレーションが深刻な問題に直面することは事実である。しかし、クラシカル・システムが本質的に課税の繰り延べを含む制度であるとするれば、クラシカル・システムの世界に安住することでは公平な課税を実現することはできない。それだけでなく、アメリカのような世界経済の基軸国がクラシカル・システムを採用することは、他の国が同じ制度を採用することとはレベルの異なる問題をもたらす。その意味で、アメリカがクラシカル・システムを維持することの問題性も再検討されなければならないであろう。グローバル化の進展のもとで、個人納税者の課税の公平を一国モデルで考えることが不可能になりつつある現状に照らせば、各国の租税政策が指向すべき方向は国際的な租税調整、租税協調によって世界的な規模での課税の公平と厚生を増加を図るべきではないかというのが、以上の検討から導き出せるさしあたっての結論である。

---

19) *Ibid.*, p.417.